

地域中小企業の知的財産をとりまく現状と 支援機関への期待について

平成29年3月14日

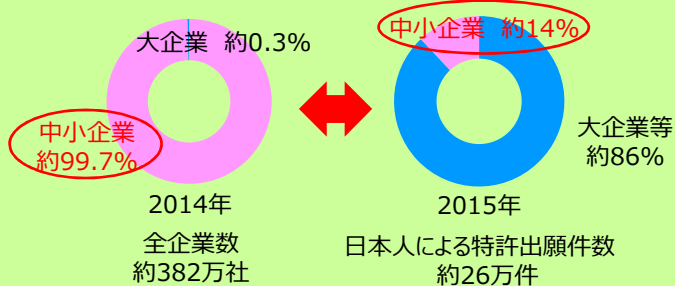
特許庁総務部普及支援課

1. 中小企業の知的財産（知財）をとりまく現状

知財の裾野拡大が不十分

- ・企業数の99.7%を占める中小企業の特許出願は増加傾向だが、出願割合は、わずか約14%（米国の約半分）
- ・外国への特許出願率も、わずか約16%（大企業の約半分）

企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合

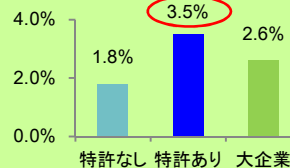


(参考①) 日本：2013年12%、2014年13%
 (参考②) 米国：約26% (USPTO調べ)

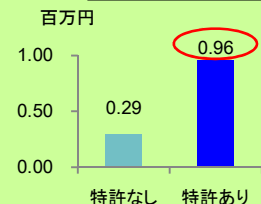
経営に寄与する知財活動の支援の充実

- ・特許権所有企業の方が業績は順調、知財は経営にプラス
- ・しかし、経営者や金融機関の知財意識は、不十分

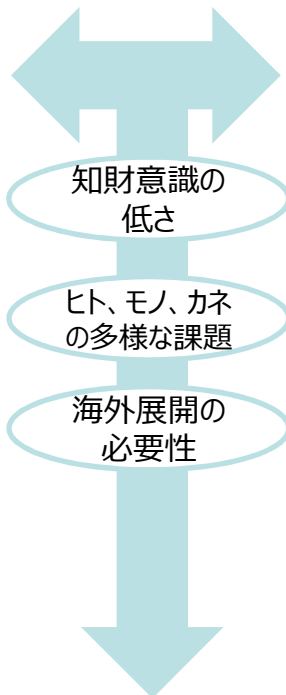
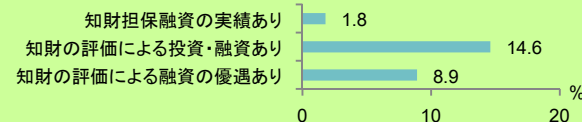
知財所有の有無と
売上高営業利益率



知財所有の有無と従業員
一人当たり営業利益



知財の評価に基づく融資・投資状況



課題：中小企業の国内外での知財活用は不十分

知財に関する意識が低く、自社のもつ知的財産を権利化しない
(知財活用途上型) **要因①**

地域の知財相談窓口がわからない
(共通) **要因③**

保有する知財を活用してビジネスに活かすための後押しが不十分
(知財活用挑戦型) **要因②**

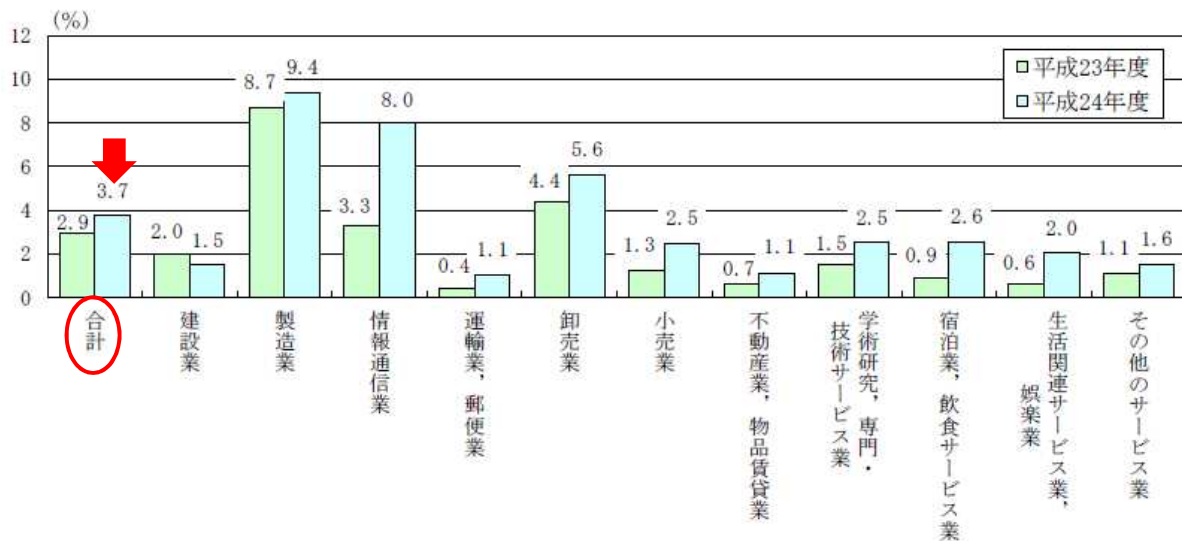
地域の知財拠点として「知財総合支援窓口」を設置し、**ワンストップ**で課題の解決を図っている。
 ※これらの企業に対するさらなる知財の普及・支援の強化が「知財推進計画2016」においても明記

知財総合支援窓口につないでもらう主体として**よろず支援拠点**、商工会・商工会議所、金融機関との連携を強化する必要あり。

2-1. 中小企業における知財の保有状況

- 特許権・実用新案権・意匠権・商標権を保有している中小企業の割合は3.7%である。産業大分類別に見ると、製造業が9.4%、情報通信業が8.0%、卸売業が5.6%となっている。
- 大企業と中小企業の知財所有割合を比較すると、特許では24.8倍、実用新案では15.1倍、意匠では19.9倍もの保有率の差がある。

特許権等を保有する中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



(注)「特許権等」とは、平成23年度においては特許権・実用新案権・意匠権が対象であり、平成24年度ではさらに商標権を含む。

特許権等を所有する企業の割合は、特許権等を所有する企業数/企業数合計

「平成25年中小企業実態基本調査（速報）」（中小企業庁）

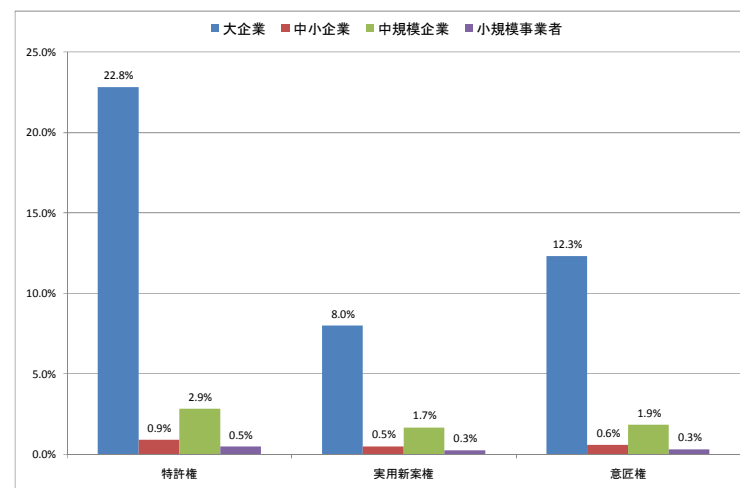
「中規模企業」

中小企業基本法に定められた中小企業の定義のうち、小規模事業者を除いたもの

「小規模事業者」

中小企業基本法に定められた小規模事業者

企業規模別知的財産権種類別の保有割合



大企業は、経済産業省「平成24年企業活動基本調査」結果から抽出。中小企業は、中小企業庁「平成24年中小企業実態基本調査」結果から抽出。なお、両調査については、調査対象や標本抽出の方法が異なるため、参考程度の扱いとされたい。

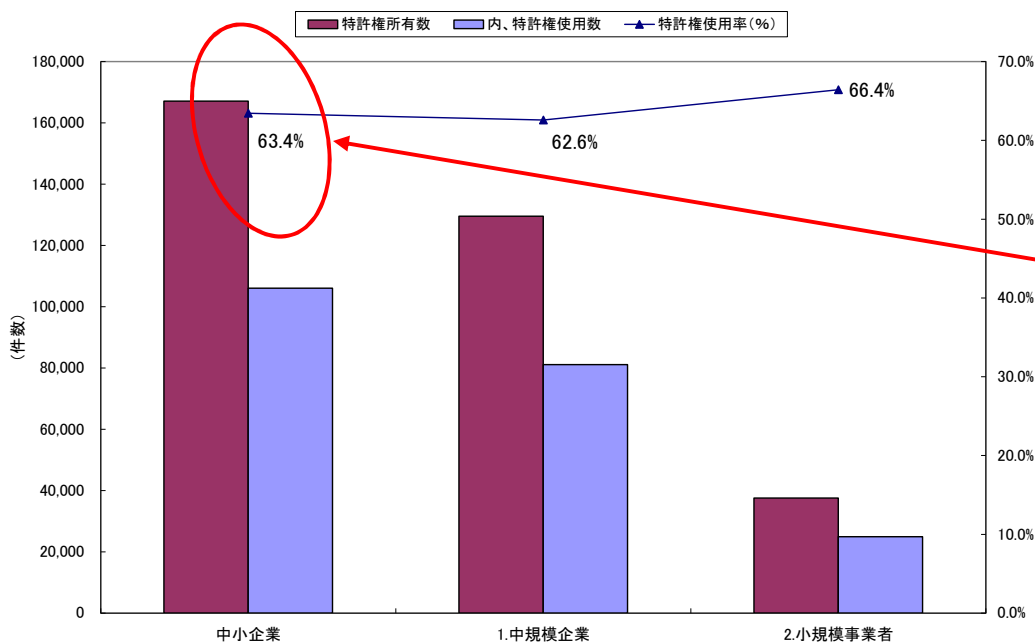
※本グラフの中小企業の保有割合は平成24年調査結果から抽出しており、左の速報値とは異なる

平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業
「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」（特許庁）

2-2. 企業規模別の特許権使用状況

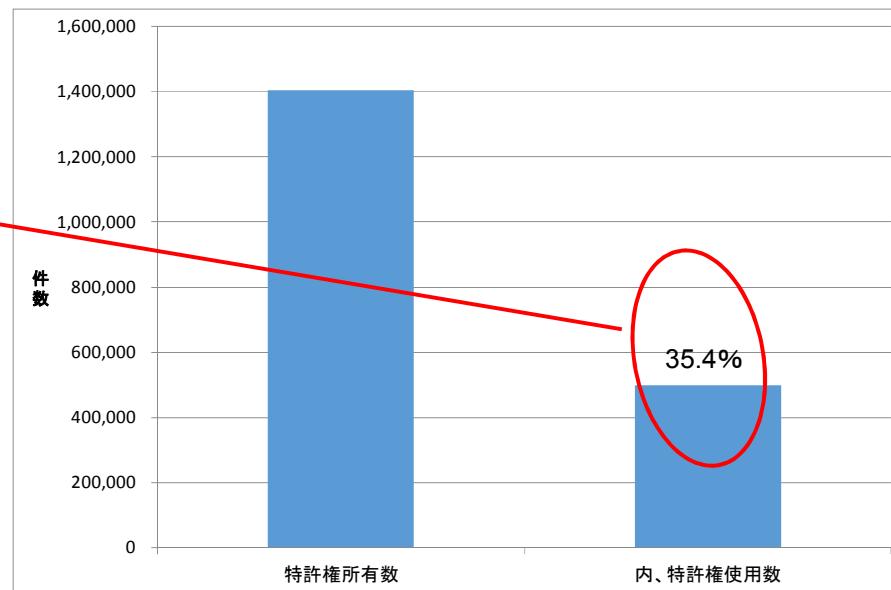
- 中小企業の特許権使用率は63.4%であり、企業規模別では「中規模企業」が62.6%、「小規模事業者」が66.4%となっている。
- 平成24年企業活動基本調査結果からみると、大企業においては、35.4%の割合で保有特許権を使用していることがわかる。このことから、大企業と中小企業においては、中小企業の方が2倍近く保有特許の使用率が高い。

企業規模別特許使用状況



「平成24年中小企業実態基本調査」 (中小企業庁) から抽出

大企業における特許権使用状況

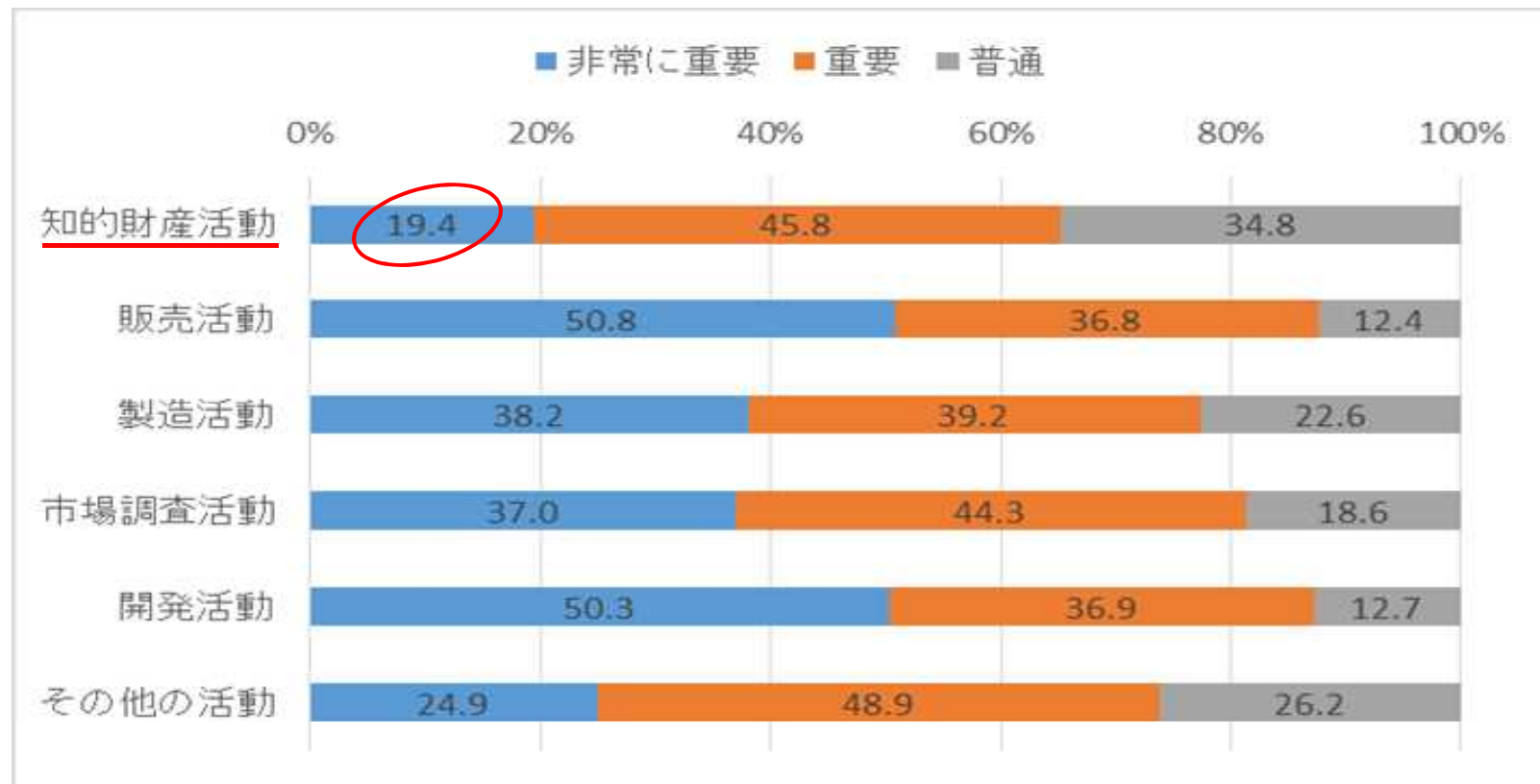


「平成24年企業活動基本調査」 (経済産業省)

2-3. 中小企業の意識

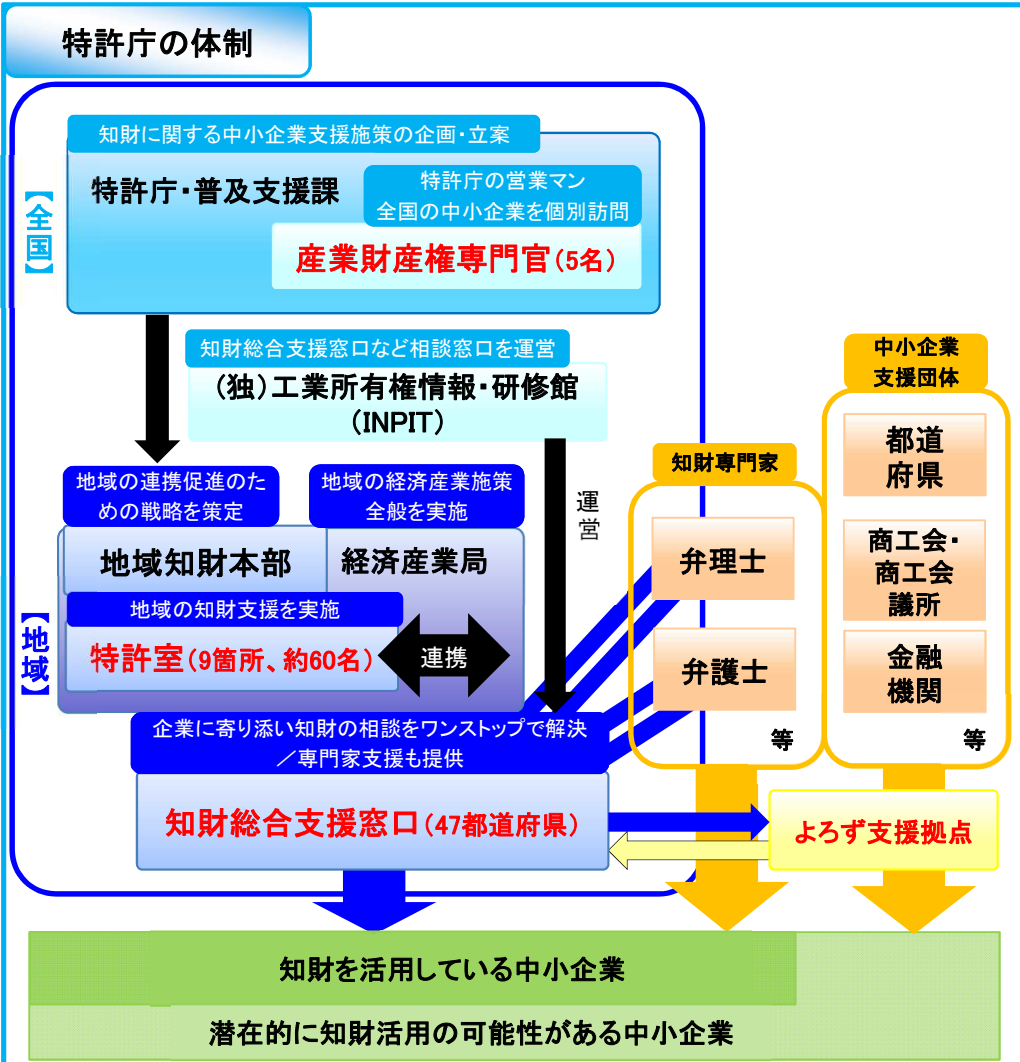
- 中小企業においては、自社の知財活動や販売活動、製造活動等の事業活動のうち、知財活動を重要と認識している割合は、他と比べて低い（知財意識が低い）。
- 販売活動や開発活動を「非常に重要」と回答した割合が50%を超えるのに対して、知的財産活動は20%にも満たない水準で、製造活動や市場調査活動よりも低くなっている。

知的財産活動と他の活動の重要性の比較（全体）



3. 地域における知財支援体制について（関係機関の連携）

- 知的財産推進計画2015で分類された「知財活用挑戦型企業」、「知財活用途上型企業」、それぞれの特性に応じた支援策の提供が必要。また、企業の特性に応じた支援人材の確保が求められており、今後、特に知財の気づきを与える人材(B1)と海外展開など高度な知財戦略を支援する人材(A2)に関する施策の強化が重要。
- 知財のすそ野拡大には、知財総合支援窓口を中心によろず支援拠点、商工会・商工会議所、金融機関等中小企業関係者と連携した普及活動が重要。（第七回中小企業・地域知財支援研究会(H28.3.29)より）



支援人材の現状

支援内容	支援対象		人材不足	都市部への偏り
	A. 知財活用挑戦型企業	B. 知財活用途上型企業		
1. 気づき	A1	B1	○	○
2. 知財戦略	A2	B2	○	○
3. 知財実務	A3	B3	○	○

中央: 間接支援人材

注: 連携の矢印はAとBの間、およびA/Bと間接支援人材の間にある。

具体的人材像

人材タイプ	具体的人材像
A2人材	経営戦略に応じた高度な知財戦略の骨格を策定、体制整備を支援する人材 → 企業勤務経験のある弁理士・弁護士 知財実務やコンサルティング経験のある支援機関職員 等
A3人材	国内・海外出願、訴訟、ライセンス契約等の実務面の支援を提供する人材 → 海外の法制度にも明るく、補助金等について知見を有する弁理士・弁護士
B1人材	知財の重要性を気づかせ、知財活動へのきっかけを与える人材 → 企業との接点を有し、経営と知財の見識を併せ持つ弁理士・弁護士又は支援機関職員 等
B2人材	知財戦略、経営戦略に関わる支援を提供する人材 → コンサルティング経験を有する弁理士・弁護士 知財実務経験を有する支援機関職員 等
B3人材	出願、訴訟、知財契約等の実務面の支援を提供する人材 → 企業との密接な接点を有し、知財実務を行う弁理士・弁護士 等
間接支援人材	企業との接点を有し、知財に関するニーズを把握し、ニーズを満たすために適切な直接支援人材を紹介する支援機関等に属する人材 → 商工会議所経営指導員、金融機関職員 等

知財のすそ野拡大には特にB1人材が重要だが、全国的に人材が不足。また、グローバル展開企業をサポートするA2人材の情報不足。

4-1. 知財総合支援窓口 (知的財産に関するワンストップ無料相談窓口)

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口を平成23年度より47都道府県に設置。※28年度より(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)へ全面移管
- 平成28年度(12月末時点)の相談件数は6.1万件(平成27年度は1年間で7.9万件)。うち、出願に関する相談が最も多く約66%、社内体制が約7%、権利侵害関係が約4%、海外展開が約4%と続いている。

中小企業等

知財総合支援窓口

INPITの専門相談窓口

技術開発の成果を適切に権利化したい

先行技術調査方法の支援、出願支援
権利化か・ノウハウ管理か助言

＋ 弁理士による支援

海外で模倣されているので対処したい

海外の制度概要・手続方法を説明

＋ 弁理士・弁護士による支援

取得した権利をビジネスに活かしたい

商品化支援、契約締結支援

＋ 中小企業診断士・弁護士等による支援

地域ブランドの保護について教えて欲しい

地域団体商標制度について説明

＋ ブランド・デザイン専門家等による支援

- 営業秘密・知財戦略相談窓口
(営業秘密管理や知財戦略に関する相談)
- 海外展開知財支援窓口
(海外知的財産プロデューサーによる支援)
- 産業財産権相談窓口
(特許庁への出願手続等に関する相談)

連携機関

- ◎ よろず支援拠点
- ◎ 中小企業支援機関
(中小機構、商工会、商工会議所、都道府県の中小企業支援センター、地方農政局、日本規格協会等)
- ◎ 海外展開支援機関 (JETRO等)
- ◎ 大学・研究機関

知財に関する支援施策を紹介
各種補助金の紹介 等

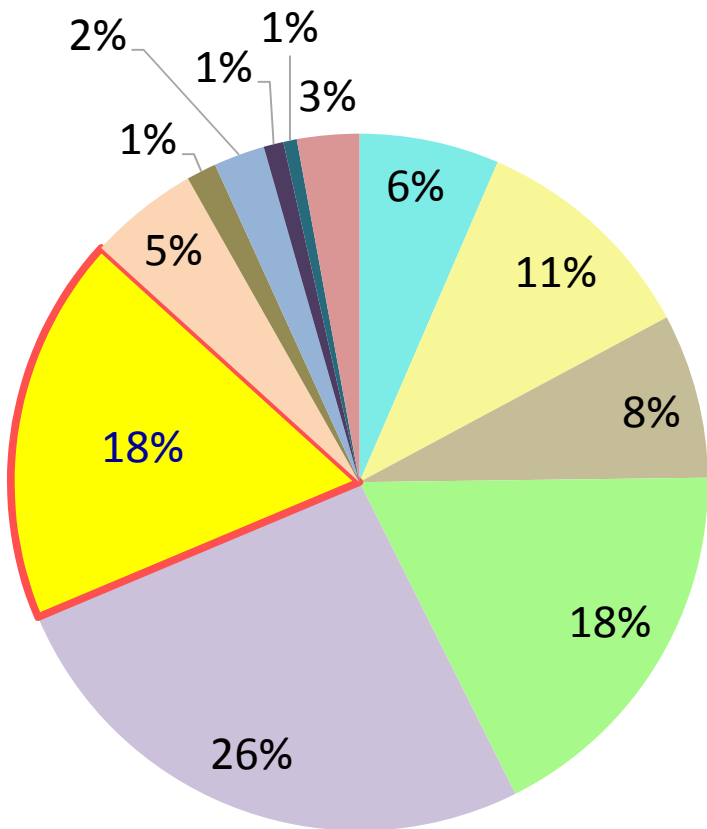
解決が困難な高度な知的財産の課題は、専門家や連携機関と連携して解決



4-2. 知財総合支援窓口と支援機関との連携状況について

地域の商工会・商工会議所や中小企業支援センターとの連携を図ることによりワンストップサービスを実現。中でも、よろず支援拠点との連携を強化しており、連携実績は28年12月末時点で約1000件。

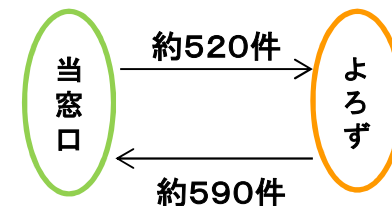
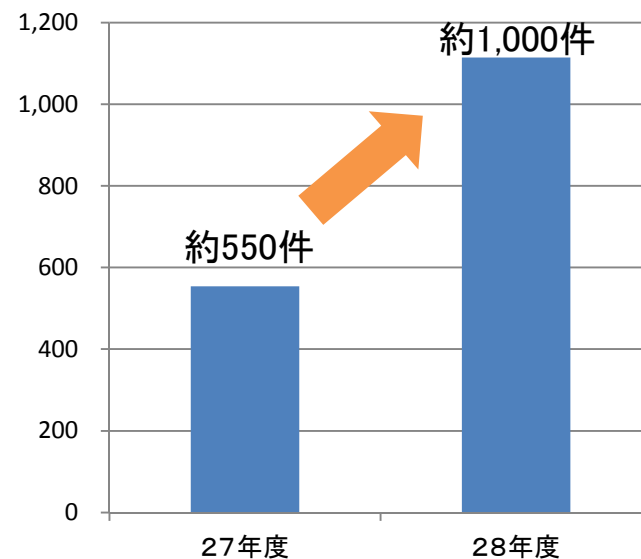
他機関との連携状況



- 特許庁・経済産業局・INPIT
- 地方自治体
- 公設試
- 商工会・商工会議所
- 中小企業支援センター
- **よろず支援拠点**
- 金融機関
- 大学・TLO・高専等
- 組合・社団・NPO等団体
- JETRO
- 中小企業基盤整備機構
- その他

連携実績

◆ 28年度よろず支援拠点との連携実績は、27年度と比較して大幅に増加。※12月末時点



◆支援事例① 株式会社萬谷

(山形県酒田市 卸・小売業 従業員15名)

知財総合支援窓口活用
の経緯

同社が会員として所属している酒田商工会議所の経営指導員から、**知的財産について支援してほしいと依頼**を受けたことがきっかけ。

知財総合支援窓口での
支援内容

連携

- ・意匠権2件、商標権3件の権利取得支援【知財総合支援窓口の知財専門家による支援】
- ・中小企業診断士による事業化支援
- ・ブランド専門家による商品開発支援
- ・弁理士による商標権を活用したブランド化支援

よろず支援拠点での
支援内容

- ・山形県よろず支援拠点による取扱説明書やオリジナルホームページの作成、販路開拓支援

支援後の
変化

- ・酒田市の補助制度も活用して、商品発売を実現
- ・模倣品の出現を阻止し、ブランド化に役立てていくことができるようになった。
- ・知的財産を意識した企業活動にも繋がっている。

<一押し商品>

仁和 (マンション用仏壇)

デザインもシンプルかつ置く場所を選ばない寸法となっている。部屋のコーディネートや好みに合わせて自由にカスタマイズできる方式。一人でも持ち運びができるように、屏風や仏具をすべて内部に収納できるようになっている。



仁和ロゴマーク

◆支援事例② 近畿編針株式会社

(奈良県生駒市 製造業 従業員27名)

知財総合支援窓口
活用の経緯

・創業100周年を迎えるにあたり、社名を新たに変更して商標登録したいとのことで知財総合支援窓口にご相談。

よろず支援拠点での
支援内容

連携

- ・奈良県よろず支援拠点から「ブランディングデザイナー」を派遣いただき、**連携して支援**。

知財総合支援窓口での
支援内容

- ・新ブランドの出願支援
- ・知財総合支援は知財専門家を活用し、海外登録を支援

支援後の
変化

- ・「国際ブランド創り」のため、デザイナーから提案頂いたブランド案の中から、海外現地担当者の意見等をもとにブランドを決定。
- ・**国内出願を支援、出願完了**。
- ・(公財)奈良県地域産業振興センターにて海外出願補助金の採択を受け、**国際出願中**。

<一押し商品>

非対称針

当社の23cm 非対称輪針は、ソック・ニットイング(靴下編み)用に開発された当社のオリジナル商品



新ブランド
"Seeknit"
Knitting (編物) を Seek (追求)



4-4. 各機関から窓口を紹介された・紹介した事例

◆事例① ジャパンポーレックス株式会社 (鹿児島県霧島市 その他 窯業 従業員44名)

よろず支援
拠点

よろず支援拠点のコーディネーターと一緒に自社製品の模倣品対策に良策がないかと相談。

国内外への知名度向上に貢献できる屋号やロゴを検討し、商標出願の支援。さらに補助金を活用し外国へも出願。

◆事例② 株式会社サーフエンジニアリング (神奈川県綾瀬市 製造業 従業員6名)

金融機関

かながわ信用金庫経営サポート部からの紹介、連携支援要請

事業全体を知財の側面から保護することの重要性をアドバイスした上で、特許・商標出願支援。

◆事例③ 株式会社ダイトク (埼玉県川口市 工事業 従業員44名)

公設試

埼玉県の公設試から「知財総合支援窓口で知財に関する相談が受けられる」と紹介。

窓口では出願支援のほか、人材養成研修を提案。

◆事例④ 株式会社はとや製菓 (青森県青森市 製造業 従業員53名)

自治体

青森県知財経営実践モデル企業活用支援事業の対象企業に採択されたことをきっかけに、県の担当者との訪問。

商標出願の支援。また、知財と経営との関係について理解いただけるよう助言。

◆事例⑤ 株式会社トーワ (長崎県大村市 製造業 従業員8名)

公設試

特許出願に向けたデータ整理の方法や結果の評価に対する助言を行い、結果分析機関として公設試を紹介。

検証試験で得られたデータは今後製品性能をPRするツールとして活用する意向。

◆事例⑥ DC企画合同会社 (熊本県熊本市 製造業 従業員2名)

よろず支援
拠点

契約に関する支援と平行して、事業化するにあたり事業計画の策定も必要との判断から、よろず支援拠点と連携

その結果、合同会社を設立し、本格的に製品の販売するなど事業を開始することができた。

基本方針 その1

全国レベルでは、特許庁及びINPITが中心となり、知財に係る制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種の相談・指導対応など、基盤的な支援の取組等を着実に実施。

基本方針 その2

- 地域レベルでは、中小企業庁との密接な連携の下、「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」が中心となり、各地域の実情に応じた支援の取組を展開。
- 弁理士、弁護士、（一社）日本知的財産協会など、関連する専門家、機関の知見・リソースを総動員。また、商工会議所・商工会、地域金融機関、JETRO等と緊密な連携を図る。

基本方針 その3

- 中央レベルでは、意欲的なK P Iを、地域レベルでは、当該地域に所在する中小企業数等に応じたK P Iを設定した上で、ユニバーサルな知財サービスの実現を図る。
- P D C Aサイクルのプロセスにおいては、各地域の先進取組事例など、優れたノウハウを全国的に共有できる仕組みを構築。

横断的支援

(金額は、平成29年度予算案額)

- 各経済産業局の「特許室」及びINPITの「知財総合支援窓口」(47都道府県)の連携によるワンストップサービス
 - 営業秘密、農業分野を含め、横断的な課題に対応するため、「特許室」を「知的財産室(仮称)」に改組(29年4月～)。
 - 審査官の出張面接審査、制度の普及啓発等を行う「巡回特許庁」の取組を拡充(28年度6地域 → 29年度9地域)。
 - INPITの「近畿統括拠点(仮称)」の設置(29年10月までに)。
 - 「近畿統括拠点(仮称)」、経済産業局等において、テレビ面接審査を可能とする体制・施設を整備(29年4月～)。
 - 地域・中小企業のニーズを踏まえた支援施策を展開するため、全国的なニーズ・満足度調査を実施(29年4月～)。
- 国内外の特許、実用新案、意匠、商標等が検索可能なデータベース(J-PlatPat(特許情報プラットフォーム))
 - データの内容を充実させつつ、着実に運用。アクセス数の増につなげる。

1. 審査請求料等の減免

- 従来から、費用の1/2又は1/3を軽減。
- 昨年4月から、更に特許料等を10%引き下げ。
- 軽減策の効果等を調査・検証。

2. 外国出願の支援【6.3億円】

- 現地代理人費用等の1/2を補助(27年度約700件)
- 29年度には、900件まで拡大。

3. 先行技術調査の支援

- 自社技術に関連する特許の調査・分析に係る費用を補助(27年度100件)
- 研究開発段階を中心として、支援を充実(29年度150件)。

4. 出張面接審査

- 審査官が地方に出張し、出願に係る面接を実施(27年度400件)。
- 地方の利便性を図るため、32年度までに1000件に拡大。

5. 早期審査

- 一次審査期間は2ヶ月(通常10ヶ月)。中小企業の案件は、全て早期審査を利用可能。
- 中小企業のニーズに応じ、着実に実施。

取得に係る支援

1. 知財に着目した融資の円滑化【1.3億円】

- 知財ビジネス評価書等の作成支援(27年度150件)。
- 31年度までに、地方銀行・信用金庫・信用組合(全国540機関)のうち、47都道府県の300機関に普及させる。

2. 知財の活用の促進【2.0億円】

- 金融機関と大学が連携した知財マッチング、特許と標準を融合させた知財戦略構築等を支援。
- 知財紛争処理等のモデル的な取組も支援。31年度までに、他の地域に展開可能な20件の取組を創出。

3. 知財のマッチングから販路開拓までの支援【1.2億円】

- 28年度から、民間出身の「事業プロデューサー」を福岡県、埼玉県、静岡県に長期派遣(30年度まで)。
- 効果を検証した上で、他の地域への展開を検討。

4. 知財を活用した海外ビジネス展開の支援【2.7億円】

- マーケティング調査等によるブランド戦略策定、海外メディア招聘・見本市出展等のプロモーションを支援。
- 28年度から、地域団体商標の海外展開を実施(11品目)。効果的なプロモーション手法を検証した上で、他への適用拡大を検討。

5. 海外展開を支援する専門家の派遣

- 民間企業での知財経験や海外駐在経験を持つ、「海外知的財産プロデューサー」(7名)が相談に対応。
- 効果を検証した上で、人員の拡大を検討。

活用に係る支援

1. 海外での侵害対策への支援【1.0億円】

- 模倣品の調査、提訴された場合や悪意のある先取り商標を取り消す場合における弁護士等への相談費用や係争費用を補助。
- セーフティネットとして機能するよう、着実に運用。

2. 海外知財訴訟保険の創設【0.6億円】

- 28年度から、知財訴訟保険を創設。掛金負担を補助(28年度には500社の加入を目標)。
- 平成31年度までに、1,200社以上の加入を目指す。

3. 相手国政府への働きかけの強化【4.3億円】

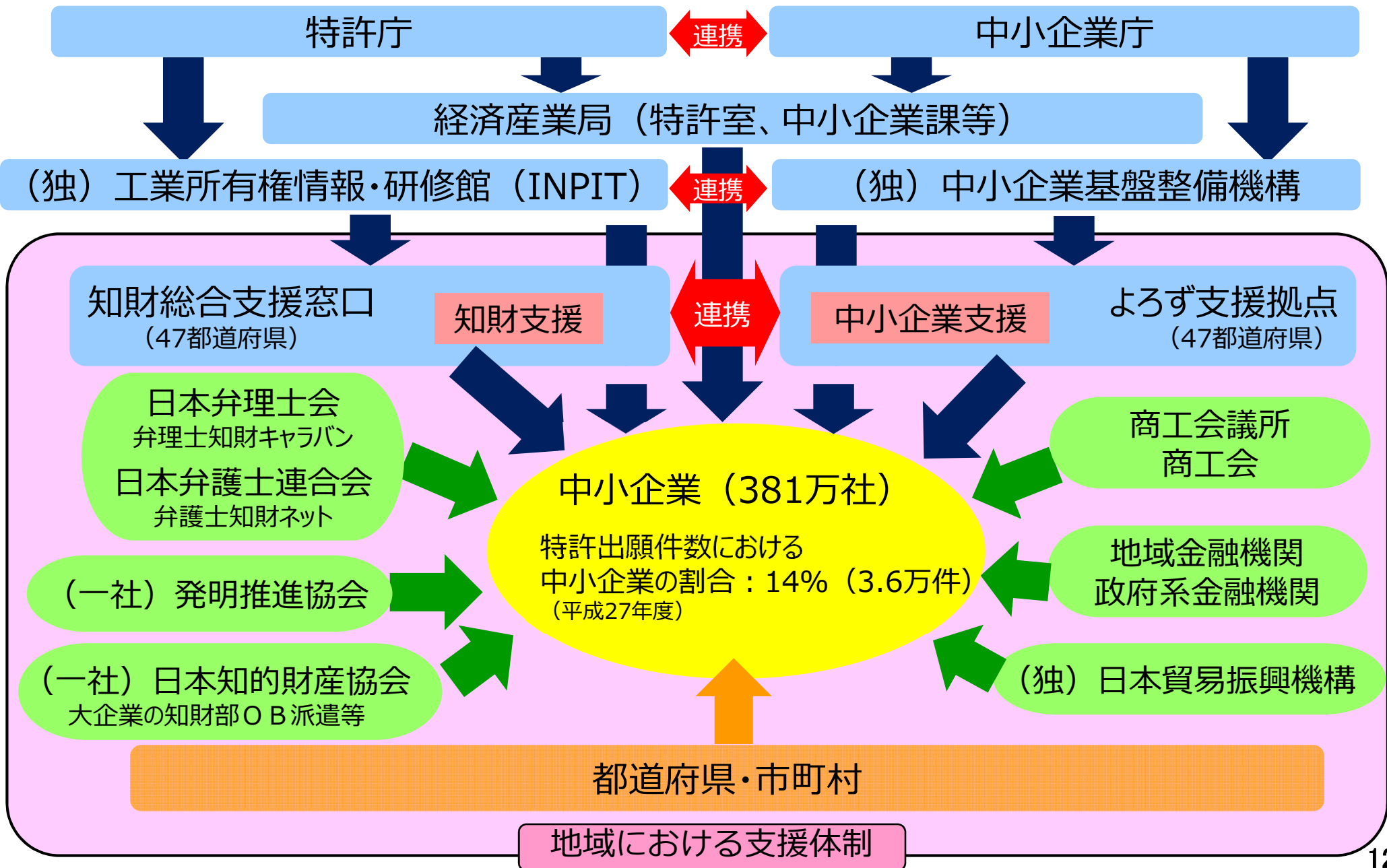
- 政府間協議を行うとともに、相手国の税関職員を対象とした研修等を実施(27年度の対象国は8カ国)。
- 29年度から、対象国を拡大(TPP加盟国等13カ国)。

4. 国内知財紛争への対応

- 侵害行為の立証について、証拠収集が不十分である等の問題が存在。
- 知財紛争処理システムの更なる機能強化に向け、今秋から、内閣府知財事務局とも連携し、特許制度小委において、検討を開始。

保護に係る支援

5-3. 地域・中小企業の支援体制 (中小企業施策との連携) ~基本方針その2



5-4. KPIの設定～基本方針その3

中央レベル（特許庁及びINPIT）の目標

- 全国の知財総合支援窓口における相談件数
平成27年度 8万件 → 平成31年度 9.5万件（20%増加）
- 知財総合支援窓口を通じて弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
平成27年度 12,500件 → 平成31年度 15,000件
- 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
平成27年度 700件 → 平成31年度 1,500件
- 知財に着目した融資等を行う金融機関数
平成27年度 6機関 → 平成31年度累計50機関
- 特許出願件数における中小企業の割合
平成27年 14% → 平成31年 15%
- 新規に特許等の出願を行う中小企業数
平成27年 1,600社 → 平成31年 2,500社（特許出願の場合）

地域レベル（経済産業局及び知財総合支援窓口（47都道府県）の目標

<共通目標>

- 各知財総合支援窓口の相談件数
- 各知財総合支援窓口を通じて弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
- 各よろず支援拠点との連携件数

<地域の特色を踏まえた目標（例）：平成29年度中に設定>

- 農産品に係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- モノづくりに係る相談・支援件数／特許等の新規出願件数
- 海外展開に係る相談・支援件数／海外への特許等の出願件数
- 知財に着目した融資件数
- 他地域に展開すべき、先進的な優れた支援事例 等



平成31年度に向けた都道府県レベルのKPIを総括する形でとりまとめ、発表（平成28年12月28日）

5-5. PDCAサイクルの確立～基本方針その3

- 毎年4月及び10月に、特許庁・中企庁幹部、経済産業局知財政策責任者、INPIT幹部、知財総合支援窓口代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議（仮称）」を開催。
- 各地域の取組や目標の達成状況の報告を求め、先進的な取組事例を全国ベースで共有。
- 別途実施する、中小企業向けのニーズ・満足度調査の結果も踏まえ、目標の改定、政策対応の見直し、充実を図る。

